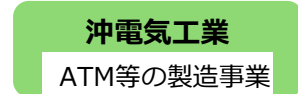


本件統合の構図

<本件統合前>



親会社

日立製作所

100.0%

HCS(日立チャネル
ソリューションズ)
ATM等の製造事業

<本件統合後>

沖電気工業

60.0%

日立製作所

40.0%

HCS(日立チャネル
ソリューションズ)
ATM等の製造事業

- ・ HCSは、沖電気工業のATM、営業店端末等の製造事業を吸収分割によって承継。
- ・ 沖電気工業はHCSの株式を取得。

HCSは沖電気工業及び日立製作所の共同出資会社となる。

一定の取引分野の画定 (ATM)

商品役務範囲

各モジュールの製造販売業

紙幣入出金部、硬貨入出金部、通帳
記帳部、カードリーダープリンタ、
電源ユニットごとに画定

筐体に組立て

ATMの仕様開示等
の協力

ATMハードウェア
の製造販売業

ATMの監視受託業

ソフトウェア
を搭載

ATM完成品の製造
販売業



地理的範囲は日本全国

競争の実質的制限の検討 (ATM)

水平型企業結合(各モジュール、ATMハードウェア、ATM完成品)

・競争事業者による競争圧力は認められない又は限定的

紙幣入出金部及び通帳記帳部の製造販売業においては、競争事業者が存在しない。

他のモジュール及びATMハードウェアの製造販売業においては、競争事業者が少なく、競争事業者は当事会社から各モジュールを購入していることも踏まえると、競争事業者の牽制力が十分に働くとは認められない。

ATM完成品の製造販売業においては、統合後の当事会社グループの合算市場シェアは約65%と高く、最も市場シェアが高い競争事業者との間のシェアの格差も大きい。

- ・ 輸入圧力、参入圧力、需要者からの競争圧力等その他の考慮要素で酌むべき事情は認められない。

競争が実質的に制限されることとなるおそれがある。

垂直型企業結合(①各モジュール(川上)/ATMハードウェア(川下)、② ATMハードウェア(川上)/ATM完成品(川下))

- ・ 川上市場の競争事業者について、川下市場の競争事業者にとって切替え先として十分に機能するだけの供給余力があるとは認められない中で、当事会社グループが川上市場である各モジュールやATMハードウェアの供給拒否等をした場合、川下市場のATMハードウェアメーカーやATM完成品メーカーは事業を継続できなくなる（投入物閉鎖）。

競争が実質的に制限されることとなるおそれがある。

混合型企業結合(ATMハードウェア/ATM監視受託業)

- ・ ATMハードウェア製造販売業において、ATMハードウェアを供給する主要なメーカーは当事会社グループのみとなる中で、当事会社グループが、ATM監視サービスの提供に必要な協力を拒否する等した場合、他のATM監視受託業者が市場から排斥されるおそれがある。

競争が実質的に制限されることとなるおそれがある。

沖電気工業(株)、(株)日立製作所及び日立チャネルソリューションズ(株)による
ATM、営業店端末等の事業の統合(2/2)

一定の取引分野の画定(営業店端末)

商品役務範囲

各デバイスの製造販売業

制御装置、通帳伝票プリンタ、
イメージスキャナごとに画定

デバイスを
配置・配線、
アプリケー
ションを搭載

イメージスキャナ

※制御装置は端末内部
に組み込まれている。



通帳伝票プリンタ

(出典：HCSのHP)

営業店端末システム
の製造販売業

地理的範囲は日本全国

競争の実質的制限の検討(営業店端末)

水平型企業結合(各デバイス、営業店端末システム)

・競争事業者による競争圧力は限定的

各デバイスの製造販売業においては、競争事業者が少数かつ競争事業者の供給余力は十分とはいえない。

営業店端末システムの製造販売業においては、統合後の当事会社グループの合算市場シェアは約40%となるところ、競争事業者は、当事会社等から各デバイスを購入していること等も踏まえると、これらの競争事業者の牽制力が十分に働くとは認められない。

・輸入圧力、参入圧力、需要者からの競争圧力等その他の考慮要素で酌むべき事情は認められない。

競争が実質的に制限されることとなるおそれがある。

垂直型企業結合(各デバイス(川上)/営業店端末システム(川下))

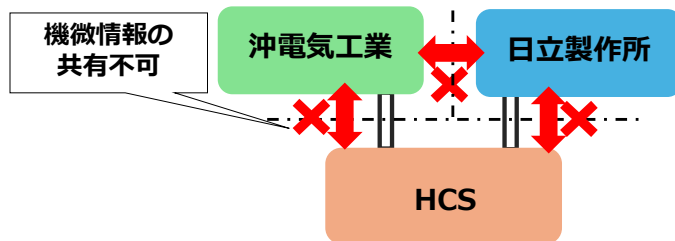
・川上市場の競争事業者について、川下市場の競争事業者にとって切替え先として十分に機能するだけの供給余力があるとは認められない中で、当事会社グループが川上市場である各デバイスの供給拒否等をした場合、川下市場の営業店端末システムメーカーは事業を継続できなくなる(投入物閉鎖)。

競争が実質的に制限されることとなるおそれがある。

当事会社から申出があった問題解消措置

以下の措置を本件統合の実行日から5年間継続する

- ① 沖電気工業・日立製作所・HCS間の情報遮断、異動制限等
⇒ 当事会社グループによる販売競争を確保



- ② 各モジュール、ATMハードウェア及び各デバイスについて、既存の取引先事業者に対して、本件統合後、正当な理由なく、供給拒否等を行わないなどの供給確約措置
- ③ ATM監視受託業に必要な情報を開示するなど、同業に対する支援措置
⇒ ②及び③により、各市場の競争事業者の牽制力を確保
- ④ 監視受託者(モニタリングトラスティ)による①から③までの措置についての履行監視及び公正取引委員会への定期報告

結論

問題解消措置が講じられることを前提とすれば、本件統合により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断。